



島根県報

令和8年3月23日（月）

第 7 0 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による介護医療院の廃止の届出 (高齢者福祉課) 2

特定農業用ため池の指定 (農地整備課) 2

特定農業用ため池の指定の解除 (") 3

保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の
変更の届出（2件） (中小企業課) 4

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都市計画課) 8

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（2件） (都市計画課) 8

開発行為に関する工事の完了 (") 9

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有
する者の総数の50分の1及び3分の1の数 9

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 10

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (") 10

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の
一部を改正する規則 (") 11

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (") 12

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴う様式の整理（様式第33号・様式第35号(1)関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第33号及び様式第35号(1)中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定により、次のとおり介護医療院の廃止の届出があったので、同法第114条の7第2号の規定により告示する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸山達也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
医療法人恵和会	介護医療院	石東病院介護医療院	大田市大田町大田イ860 - 3	令和8年3月31日

島根県告示第143号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和8年3月11日付けで特定農業用ため池を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸山達也

所在地	特定農業用ため池の名称
松江市	東池外3箇所
出雲市	隠居池外9箇所
益田市	ウルシギ堤外33箇所

特定農業用ため池の所在地の詳細等は省略し、一覧表を島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

島根県告示第144号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により次の島根県告示で指定した特定農業用ため池の指定を令和8年3月11日付けで次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

令和2年島根県告示第481号及び令和4年島根県告示第660号

所在地	特定農業用ため池の名称
松江市	深田池外12箇所
出雲市	刈山外11箇所
大田市	神田池外1箇所
安来市	茶屋
雲南市	いや谷外4箇所
仁多郡奥出雲町	オノ峠池外2箇所
邑智郡美郷町	安田
邑智郡邑南町	土居
隠岐郡知夫村	薄毛
隠岐郡隠岐の島町	灘

特定農業用ため池の所在地の詳細等は省略し、一覧表を島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

島根県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号（営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	古澤 康之	
（株）フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	令和7年8月 31日退店
（株）宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン（株）	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	
（株）コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	
（株）澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
（株）ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	

(株)セリア	岐阜県大垣市外濑2-38	河合 映治	令和7年4月 15日退店
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株)永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	令和7年11月 30日退店
(株)ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有)布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株)葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
(株)MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株)メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	三浦 隆司	
(株)CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
クールカレアン(株)	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫	
(株)オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株)RIPPLELINK	島根県出雲市大社町北荒木1393-1	高橋 美樹	令和7年6月 10日退店
(有)ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	古澤 康之	
(株)宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン(株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	
(株)コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	
(株)澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株)ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株)永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
(株)ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有)布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株)葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
(株)MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株)メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	三浦 隆司	
(株)CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
クールカレアン(株)	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫	

(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	海山 丈司	令和7年4月 1日代表者
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番 14号	矢野 靖二	令和7年6月 27日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第147号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまりタウン 島根県隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一

広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

名称	所在地	備考
平の前ショッピングモール	島根県隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番1ほか	

(変更後)

名称	所在地	備考
ひまりタウン	島根県隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番1ほか	令和7年10月10日

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	令和7年4月9日
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号	村上 正一	令和7年5月29日

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
(有) 面谷商店	島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四27番地1	谷本 陽	令和6年8月31日退店

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	令和7年4月9日入店
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号	村上 正一	令和7年5月29日入店

(4) 変更の年月日

(3)のア 上記一覧表のとおり

(3)のイ 上記一覧表のとおり

(3)のウ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年3月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第148号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、令和8年3月28日から施行する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

4中「石見三隅インターチェンジまで、益田市遠田町2604番地先から同市」を「益田市」に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

大田都市計画公園

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

大田都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市加茂町三代1030番1、1031番2の一部、1040番8の一部、1041番7の一部、1662番42の一部、1662番72の一部、1662番73の一部、1662番74の一部、1662番78の一部、1662番86の一部、1662番87の一部、1662番89の一部、1662番90の一部、1662番94の一部、1662番95の一部、1030番1地先から1040番8地先まで（水）、1030番1地先から1041番7地先まで（道）

面積 9573.49平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方952番地5

雲南市土地開発公社 理事長 西村 健一

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 10,663 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 155,519 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |

松江選挙区	53,770
浜田選挙区	13,538
出雲選挙区	46,491
益田選挙区	11,944
大田選挙区	8,794
安来選挙区	9,900

江津選挙区	5,975
雲南・飯石選挙区	10,968
仁多選挙区	3,126
邑智選挙区	4,665
鹿足選挙区	3,370
隠岐選挙区	5,166

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 155,519

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第3号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	47	87	156	100	191	581	253	834
警 察 署	22	66	223	313	327	951	70	1,021
計	69	153	379	413	518	1,532	323	1,855

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第4号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「9課」を「10課」に、「警務課」を「警務課
給与経理課」に改める。

第7条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（給与経理課）

第7条の2 給与経理課においては、職員の旅費、給与及び厚生に関する庶務事務をつかさどる。

第10条の6の見出し及び同条第1項中「及び総務事務室」を削り、同条第3項を削る。

第19条第4号を次のように改める。

(4) 検視官室に関すること。

第24条の見出し及び同条第1項中「機動捜査隊」を「検視官室及び機動捜査隊」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 検視官室においては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行に関する事務をつかさどる。

第47条の2を削り、第47条の3を第47条の2とする。

第51条の4の見出し並びに同条第1項及び第2項中「刑事司法対応管理官」の次に「及び統括適正捜査指導官」を加え、同条に次の1項を加える。

4 統括適正捜査指導官は、捜査の適正の確保に関する事務をつかさどり、及び関係事務を統括する。

第51条の4の次に次の1条を加える。

（検視官室長）

第51条の5 検視官室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、検視官室の事務をつかさどる。

第53条第3項中「同条第4号に掲げる」を「第24条第2項に規定する」に改める。

第53条の2を第53条の3とし、第53条の次に次の1条を加える。

（適正捜査指導官）

第53条の2 本部の捜査第一課及び組織犯罪対策課に、適正捜査指導官を置く。

2 適正捜査指導官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 適正捜査指導官は、捜査の適正の確保に関する事務をつかさどる。

第58条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「情報対策官」の次に「及び警備事件指導官」を加え、同条に次の1項を加える。

4 警備事件指導官は、警備警察における緻密かつ適正な捜査についての総括的な指導等に関する事務をつかさどる。

第2条 島根県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条の2中「職員の旅費、給与及び厚生に関する庶務事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 職員の給与及び厚生に関する庶務事務に関すること。

(2) 経理に関すること。

第3条 島根県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「給与」の次に「（次条に規定する事務を除く。）」を加える。

第7条の2中「職員の給与及び厚生に関する庶務事務」を「給与の支給及び諸手当の認定」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署大芦駐在所の項名称の欄中「松江警察署大芦駐在所」を「松江警察署島根駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち大芦、加賀」を削る。

本則の表松江警察署野波駐在所の項及び松江警察署来待駐在所の項を削る。

本則の表松江警察署宍道駐在所の項所管区の区域の欄中「のうち宍道、白石、昭和、佐々布、伊志見、昭和新田」を削る。

本則の表大田警察署所在地の項所管区の区域の欄中「大田警察署鳥井駐在所の所管区の区域を除く。）」の次に「、五十猛町」を加える。

本則の表大田警察署五十猛駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署所在地の項所管区の区域の欄中「大田」を「太田」に改める。

本則の表江津警察署川越駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署川戸駐在所の項名称の欄中「江津警察署川戸駐在所」を「江津警察署桜江駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち川戸、小田、市山、今田、江尾、後山、八戸、長谷」を削る。

本則の表隠岐の島警察署所在地の項所管区の区域の欄中「（隠岐の島警察署東郷駐在所の所管区の区域を除く。）」を削り、「平」の次に「、大久、釜、犬来、飯田、東郷」を加える。

本則の表隠岐の島警察署東郷駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「管轄警察署」という。）」を削る。

第8条の2を削る。

第23条の5第1項第4号中「及び出雲警察署大社広域交番」を削る。

第23条の6第1項第4号中「出雲警察署平田広域交番及び」を「雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、」に改め、「出雲警察署大社広域交番」の次に「及び大田警察署温泉津広域交番」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 隠岐開発総合センター及び知夫村役場

第25条の2第1項第4号中「及び出雲警察署大社広域交番」を削り、同項第5号中「雲南警察署掛合広域交番」の次に「、出雲警察署大社広域交番」を加える。

第25条の3第1項第4号中「及び出雲警察署大社広域交番」を削る。

別表第2一般国道9号（浜田・三隅道路）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（三隅・益田道	浜田市三隅町三隅2030番1先から益田市遠田町2367番2先まで
---------------	----------------------------------

路)	
----	--

別表第2 一般国道9号（江津バイパス）の項の次に次のように加える。

一般国道9号	浜田市三隅町岡見332番1先から浜田市三隅町岡見336番2先まで
一般国道9号	益田市西平原町561番1先から益田市西平原町558番9先まで
一般国道9号	益田市遠田町2367番2先から益田市遠田町2398番1先まで

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年3月28日から施行する。